



犬の登録と狂犬病予防注射

問い合わせ 環境整備課 ☎ 592154

狂犬病予防法により、生後90日を経過した犬の飼い主は、生涯1回の犬の登録と毎年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。

狂犬病とは

狂犬病ウイルスに感染した犬や小動物にかまれて、狂犬病ウイルスに感染することで引き起こされます。人がかまれてから発症するまでの潜伏期間における感染の診断は難しく、発症すると中枢神経が侵され、致死率がほぼ100%の大変恐ろしい病気です。

日本では昭和32年を最後に狂犬病は発生していませんが、昨今、動物の国際間での往来が増大しており、再び日本で発生することも考えられます。

あなたの大切な犬を感染させないためにも、必ず予防接種を受けるようにしましょう。

表1 犬の登録・狂犬病予防注射（集合注射）日程表（雨天決行）

とき	ところ
4月23日(火)	9時30分～10時10分 玖波公民館
	10時25分～10時50分 玖波7丁目公園
	11時～11時15分 向田公園（玖波中学校横）
	11時25分～11時40分 三ツ石自治会館
	13時～14時10分 大竹会館
	15時20分～15時35分 阿多田島漁協前
4月24日(水)	9時30分～10時10分 コミュニティサロン元町
	10時25分～10時40分 木野支所
	10時50分～11時 防鹿集会所
	11時10分～11時20分 安条福祉センター
	11時30分～11時40分 前飯谷公民館
	13時～13時10分 マロンの里
	13時20分～13時30分 栗谷支所
	13時40分～13時50分 後原集会所
	14時5分～14時15分 広原集会所
	14時45分～15時10分 松ヶ原集会所
4月25日(木)	9時30分～10時10分 小方公民館
	10時25分～10時55分 御園台1号公園
	11時10分～11時45分 総合市民会館
	13時10分～14時 さかえ公園

※ 元町地区は実施場所を変更していますので、注意してください。

登録と狂犬病予防注射

表1の日程で犬の登録と狂犬病予防注射（集合注射）を行いますので、最寄りの会場にお越しください。

なお、既に犬の登録をされている飼い主には、案内はがきを送付しますので、必要事項を記入の上、会場にはがきを持参してください。

また、未登録の犬の飼い主の方は、必ず登録をしてください。
※ 犬の登録申請をしなかったり、狂犬病予防注射を受けさせなかった場合、飼い主に20万円以下の罰金が科せられることがあります。

集合・注射の料金

①登録済みの犬 3,050円
(注射代金2,500円、狂犬病予防注射済票交付手数料550円)

②未登録の犬 6,050円
(①+登録手数料3,000円)
③未登録の犬 6,050円
(①+登録手数料3,000円)

※ 当日は、つり銭が要らないようご協力ください。また、会場には犬を制止できる方が連れてきてください。

①登録済みの犬 3,050円
注射代金 2,500円
注射済票交付手数料 550円
登録手数料 3,000円

②未登録の犬 6,050円
注射代金 2,500円
注射済票交付手数料 550円
登録手数料 3,000円

死亡などした場合は、登録している犬が譲渡・死亡などで、新しい飼い主を探します。どうしても新しい飼い主が見つからない場合は、次のとおり犬や猫の引き取りを行っています。なお、引き取り場所へは飼い主などが、責任をもって連れてきてください。

登録事項に変更があった場合は、環境整備課に届け出をしてください。また、飼い犬が人をかんだときは、ただちに県動物愛護センター（☎ 0848 86511）に連絡してください。

集合注射を受けられない場合は

当日都合が悪くて来られない場合は、

動物病院で必ず注射を受けさせてください。

表2の市指定動物病院（獣医師）で狂犬病予防注射を行った場合は、交付手数料を支払えば狂犬病予防注射済

票（新規登録の場合は鑑札も含む）を

その場で受け取ることができます。

なお、市指定動物病院（獣医師）以外の動物病院で狂犬病予防注射を行った場合は、動物病院が発行した注射証明書を持って、環境整備課で狂犬病予防注射済票の交付申請（未登録の場合は登録申請も含む）をしてください。

※ 市指定動物病院（獣医師）以外の動物病院で狂犬病予防注射を行った場合、注射代金が集合注射時の注射代金と異なる場合があります。

マナーを守って飼いましょう

問い合わせ 県動物愛護センター ☎ 0848 86511

公園・道路や他人の土地などに犬や猫のフンが放置されるなど、飼い主のマナーに対する苦情が後を絶たず、地域の大きな問題となっています。フンの放置は周りの人にとって不快なだけではなく、衛生上の問題もあります。散歩の際にはフンを処理する道具を携帯するなど、飼い主として責任をもつてフンの処理をしてください。

飼い犬には鑑札と狂犬病予防注射済票を着けることが義務付けられていますが、迷子の犬や猫の問い合わせが多く寄せられます。猫にも飼い猫のしるしがて首輪を着けたり、犬や猫が迷子になつたりしても飼い主がわかるよう、名札やマイクロチップの装着をお勧めします。犬の鳴き声は近隣住民への迷惑になります。無駄吠えの原因を理解し、犬舎を移動するなど、無駄吠えをさせないしつけに努めましょう。また、犬舎の周りを常に清潔に保ち、悪臭を発生させないよう気をつけましょう。

取り扱い窓口の変更について

機関改革に伴い、4月1日以降の犬の登録や狂犬病予防注射などに関する取扱い窓口は、市役所2階の環境整備課のみになります。

啓発用看板を配付しています

問い合わせ 公衆衛生推進協議会 ☎ 592112

犬のフンの持ち帰りや、野良猫へのえさやり禁止を啓発するため、公園や道路などの公共施設に設置する看板を無料で配付しています。看板が必要な方は、各地区的公衆衛生推進委員、または環境保健協力員を通じて、公衆衛生推進協議会事務局に申し込んでください。



犬・猫の引き取り

問い合わせ 県動物愛護センター ☎ 0848 86511

動物を虐待したり捨てたりすると、法律で罰せられます。動物の習性などを正しく理解し、最後まで愛情と責任

をもって飼いましょう。万一、何らかの事情で飼えなくなつた場合は、まずましゃう。無責任に野良犬や野良猫にえさを与える行為への苦情も多く寄せられます。無責任なえさやりは、その場所に野良犬や野良猫を集め、フンを放置したり、ごみステーションなどのゴミを荒らし、地域の住民に迷惑をかけることになります。飼う意思がないのであれば、むやみにえさは与えないでください。

飼い犬には鑑札と狂犬病予防注射済票を着けることが義務付けられていますが、迷子の犬や猫の問い合わせが多く寄せられます。猫にも飼い猫のしるしがて首輪を着けたり、犬や猫が迷子になつたりしても飼い主がわかるよう、名札やマイクロチップの装着をお勧めします。犬の鳴き声は近隣住民への迷惑になります。無駄吠えの原因を理解し、犬舎を移動するなど、無駄吠えをさせないしつけに努めましょう。また、犬舎の周りを常に清潔に保ち、悪臭を発生させないよう気をつけましょう。

死亡などした場合は、登録している犬が異動（譲渡・

死亡などした場合は、登録している犬が譲渡・死亡などで、新しい飼い主を探します。どうしても新しい飼い主が見つからない場合は、次のとおり犬や猫の引き取りを行っています。なお、引き取り場所へは飼い主などが、責任をもって連れてきてください。

登録事項に変更があった場合は、環境整備課に届け出をしてください。また、飼い犬が人をかんだときは、ただちに県動物愛護センター（☎ 0848 86511）に連絡してください。